

平成27年7月23日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

島本町長 川 口 裕

## 2015年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成27年6月9日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。  
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 職員問題について

項目	回答内容	担当
職員採用等	正規職員の採用については、平成17年に「島本町職員採用5カ年計画」を策定し、その後も年度末の勲奨退職や普通退職など突発的な退職が発生した際には、その都度見直しを行い、その時点に応じた計画的な採用に努めてきたところです。今後も、住民サービスの維持向上に向けた職員体制の構築を念頭に、計画的な職員採用に努めるとともに、賃金・労働条件の確保についても、引き続き適正化に努めてまいります。 また、専門性の向上につながる研修については、正規職員以外の受講であっても、所属長が必要と認めた場合は、従前から賃金及び出張旅費の支給対象としているところです。	人事課

#### 2. 国民健康保険・救急医療について

No.	項目	回答内容	担当
①	低所得者支援金及び保険料	低所得者支援金につきましては、年々増加する医療費支払いの財源となるため、一定の保険料軽減のための財源になるものと考えております。一般会計からの繰入につきましては、公平性の観点から他の保険制度に加入されている住民の方々の理解が得にくく、また調整交付金のペナルティがあることから現時点での対応は考えておりません。 また、条例減免につきましては、現在の条例、要綱等に基づき、申請のあった方々に対し、対応ができるものと考えております。なお、減免制度につきましては、保険料決定通知書発送時及びホームページへの掲載により周知いたしております。	保険年金課

No.	項目	回答内容	担当
②	滞納者への保険証発行及び滞納処分等	<p>本町での資格証明証につきましては、発行はいたしておりません。被保険者証更新時には被保険者へ通知を行い、申出の都度被保険者の現状に則した対応を行っております。また、高校生以下の方につきましては、留め置くことなく年間証で交付済みでございます。</p> <p>滞納処分については、財産調査を行う前に窓口での納付相談により生活状況を把握することに努めており、保険料滞納がやむを得ないとは認められない、悪質滞納者につきましては、差押等を行っていく考えでございます。</p> <p>また、差押禁止財産については、資産の性質を鑑み、差押を行っておりません。</p>	保険年金課
③	担当者変更時の対応	担当者変更に伴う引き継ぎについては、事務処理及び関係通知の周知を係員に行っております。	
④	生活保護担当との連携	納付相談等において生活困窮者と思われる方につきましては、状況に応じて、生活保護担当と適宜連携しております。また、借金等により、相続が必要な方につきましては、弁護士相談等の案内をいたしております。	
⑤	共同安定化事業	大阪府に対し、機会があるたびに意見具申しております。	
⑥	医療助成へのペナルティ	福祉医療助成に対するペナルティ分については、大阪府を通し、要望しております。また、一般会計からの繰入れに関しましては、国の予算編成通知等に基づき、対応いたしております。	
⑦	無料低額診療事業	担当課である福祉推進課に配架する予定です。	
⑧	入院時食事療養費自己負担分の助成	国民健康保険では入院時食事療養費自己負担限度額の助成は行っておりませんが、子ども医療費助成制度にて入院時の食事療養費自己負担額の全額助成を行っております。	

### 3. 健診について

No.	項目	回答内容	担当
①	特定健診	国基準以外のメニューとして総コレステロール検査とクレアチニン検査を行っており、費用は無料といたしております。またがん検診時に、結核検査をあわせて行っております。	保険年金課
②	がん検診	<p>がん検診につきましては、集団方式、個別方式で実施しており、ともに特定健診と同時受診が可能です。費用につきましては、島本町国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者は無料とし、それ以外の方につきましては一部費用負担をさせていただいておりますが、国の実施要綱に基づきがん検診の無料クーポン券を特定の年齢の方に配付する等、受診しやすい体制づくりに努めています。</p> <p>また、特定健診対象者(国民健康保険加入者)につきましては、特定の年齢の方に前立腺がん検診やピロリ菌検査を同時に受診できるよう、検診内容を充実しています。</p>	
③	人間ドック助成	被保険者の疾病予防・早期発見の観点から、特定健診のみならず30歳代健診、がん検診を無料で実施しており、人間ドック助成を行う予定はございません。	
④	日曜健診出張健診	平日受診が困難な被保険者に対し、特定健診の受診機会を増やすため、休日出張健診を行っております。	

#### 4. 介護保険について

No.	項目	回答内容	担当
①	保険料の引き上げ・軽減	<p>介護保険料については、介護保険事業計画に基づき適正に設定しています。</p> <p>なお、本町の保険料率は本年度から、低所得者に配慮した12段階としており、一定の負担軽減が図られているものと考えており独自軽減措置を行う予定はございません。</p> <p>また、公費による低所得者保険料軽減については、国などの動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	保険年金課
②	総合事業への移行	<p>第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、平成29年4月を目途に総合事業へ移行できるよう今年度から準備をすすめております。</p> <p>具体的には、地域の福祉関係団体等からなる協議体を本年度中に設置し、地域の社会資源の発掘やネットワーク化について検討をすすめてまいります。</p> <p>総合事業への移行後も、全ての方ではありませんが、専門的なサービスが必要とする方には、既存の介護予防事業所による専門的なサービス提供が行われるように制度構築すると共に、地域包括支援センターが中心となってサービスの振り分けを行う予定としております。サービス事業所に対する事業費につきましては、サービスにみあった適切な単価となるよう、今後制度構築と併せて設定してまいります。</p>	
③	利用料引き上げ	<p>利用料引き上げについては、今後の介護保険財政運営を勘案いたしますと、一定やむを得ないものと考えております。</p>	
④	高齢者の熱中症予防	<p>高齢者の熱中症予防対策としては、広報等に記事を掲載すると共に、高温注意情報発令時には消防本部が広報車により熱中症の注意喚起を呼びかけたり、保健師が地域で実施しているサロン等に出向いて、熱中症予防に関する健康教育を行う等、啓発に努めています。また、介助等の支援が必要なケースにつきましては、介護支援専門員を含む関係機関や、民生委員児童委員、社会福祉協議会が地域で見守りを行う小地域ネットワークを通じて、独自にチラシ等を用いて熱中症予防の啓発を行う等、個別に対策を講じております。</p> <p>生活保護世帯につきましては、担当ケースワーカーが被保険者の生活状況を把握する中で、クーラーの利用等についても促し、熱中症予防に取り組んでまいります。なお、現時点では、クーラー導入費用や電気料金に対する町独自の補助制度を創設することは困難です。</p>	

#### 5. 障害者の65歳介護保険優先問題について

項目	回答内容	担当
介護保険第1号被保険者となった障害者への対応	<p>法令などに基づき、適切に対応してまいります。</p>	保険年金課
介護保険第1号被保険者となった障害者のサービス利用料	<p>介護保険サービスの利用にあたりましては、1割を利用者負担として徴収することになっており、無料とする予定はございません。また、障害福祉サービス利用料については、課税世帯には1割の利用者負担がありますが、法律に基づき上限を設けており、非課税世帯は無料です。</p>	保険年金課 福祉推進課

## 6. 生活保護について

No.	項目	回答内容	担当
①	ケースワーカーの配置・研修等	生活保護のケースワーカーについては、事務職(社会福祉士)枠で採用した有資格者を国の基準どおり配置するとともに、全国研修会や北摂ブロックの研究会に参加するなど、資質向上に努めているところです。なお、申請権の侵害等は行っておりません。	福祉推進課
②	申請権の保障	生活保護申請については、本人の意思を尊重するとともに、しおりの中でまず権利について明記しています。	
③	申請時の助言・指導、就労支援	申請時に違法な助言・指導はしておりません。また、就労をはじめとした受給者に対する指導については、福祉事務所内でのケース検討・方針決定を経て適切に対処しております。 なお、本町のような小規模自治体では、自治体で仕事の手場を提供することは困難であると考えています。	
④	移送費	通院や就職活動にかかる移送費等、必要と認められる費用については支給しております。	
⑤	医療扶助	生活保護受給者を対象とした医療証は発行しておりませんが、申請者が希望した場合に病院提示用の受給証明書を発行しており、代替になると考えております。また、受診医療機関及び嘱託医が必要と認めた医療について、すべて医療券を発行しています。	
⑥	自動車保有	受給者の自動車保有は原則としては認められませんが、障害や傷病など個々のケースの状況を踏まえて判断してまいります。	
⑦	警察OB配置、適正化ホットライン等	現在のところ、警察官OBの配置や、「適正化」ホットライン等を実施する予定はございません。	
⑧	介護扶助	介護扶助について自己負担の強要は行っておりません。また、ケアプランについては、ケアマネージャーから提出されたケアプランを確認したうえで、介護扶助の決定を行っております。	

## 7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

No.	項目	回答内容	担当
①	こども医療	本年7月から、乳幼児等医療費助成制度を拡充し、制度名を「子ども医療費助成制度」に変更するとともに、通院については小学校卒業まで、入院については中学校卒業まで対象者を拡大しております。(所得制限なし) 今回の拡充には府の新子育て支援交付金を活用しておりますが、限度額が設定されており、特定財源の比率は半分以下となっております。今後のさらなる拡充については、現時点では未定です。	福祉推進課
②	妊婦健診	妊婦健康診査の公費負担については、町村長会を通じて、大阪府が統一的に事業を実施する旨要望しております。なお、本町におきましては、平成25年度に拡充し、1人当たり助成限度額は14回・57,960円から、14回・90,000円としております。今年度から、子ども・子育て支援法に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」として実施することとなるため、新制度の動向をふまえて、検討してまいります。	いきいき健康課

No.	項目	回答内容	担当
③	就学援助	<p>就学援助の適用条件につきましては、生活保護法で定める基準額の1.5倍としており、手続きにつきましては、年間を通じて教育委員会事務局にて行っております。また、就学援助の支給決定の基礎となる前年の所得証明等が6月に決定されることから、第1回支給月につきましては6月以降となりますが、教育委員会事務局といたしましては、できる限り早く支給ができるよう努力してまいります。</p> <p>なお、就学援助の支給決定の基準につきましては、生活保護基準が引き下げられた際に「生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とする。」という政府の対応方針が示されていることから、本町におきましては、当分の間、平成24年12月末日現在において生活保護法で定められている基準額を用いることといたしております。</p>	教育総務課
④	新婚家賃補助・子育て世代家賃補助	「新婚家賃補助」、「子育て世帯家賃補助」及び「一人親世帯家賃補助」については、経済的援助も含め、近隣自治体の動向について情報の収集を進めてまいります。	子育て支援課
⑤	中学校給食	本町では現在、平成28年度から町内に2校ある中学校での全員喫食による完全給食の実施に向け事務を進めております。実施方法につきましては、中学校間の親子方式での実施を予定しております。また、今後におきましても児童・生徒の成長において健全な食習慣を身につけるということは重要であるという認識のもと、食育を推進し、食事に対する意識の高揚をはかってまいります。	教育総務課
⑥	ひとり親世帯の生活支援	本町ではひとり親世帯等を対象として支給するひとり親家庭等児童福祉金制度はございますが、それ以外に子育て支援の現金支給制度を設ける予定は現在のところございません。なお、平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、ひとり親世帯も含め、生活や仕事などにお困りの方を対象に、自立相談支援や家計相談支援などの事業を実施しています。	福祉推進課
⑦	公立幼稚園・保育所の統廃合	現時点において明確な統廃合の計画等はありませんが、子ども子育て支援新制度の施行に伴う、子育て家庭のニーズを踏まえ、町内の公共施設全体のあり方について総合的に勘案しながら、施設の方向性について検討を進める必要があると考えております。	子育て支援課